

＜課題1＞妊娠期間中及び出産直後の支援が届きにくい状況にある。

1. 現状 「0歳児0ヶ月死亡」は「3歳未満児における心中以外の虐待死亡例」16事例の半数8例を占める(平成28年度全国で)。都内及び近隣県でも発生している。「新宿コインロッカーベビー事件(1972)」など続いている。
2. 背景 望まない妊娠が分かってから出産時まで「相談相手不足」「情報不足」「精神的不安定」「経済力が乏しい」という状況がある。妊娠の事実を知られたくないという気持ち強い場合も多い。また「東京都妊娠相談ホットライン」「東京都女性相談センター」などの公的機関の存在を知らないこともある。さらに、公的機関に対して相談しにくさを感じるため公的機関への相談に結びつきにくい。
3. 検討状況 「子供の貧困の連鎖を防ぐため、また、児童虐待を予防する上で特に考慮すべき重要政策課題」(内閣府「子供の貧困対策に関する有識者会議」、厚生労働省「社会保障審議会児童部会」など)
4. 必要な政策立案 10代～20代前半で「親族の支援を受けられない」妊婦を意識して、当該分野に強みを持つNPO団体等にSNSやHPを活用した相談支援を創設・充実する。また、相談と同時に生活の場確保の支援も行う。その際、「望まない妊娠が分かった時」「出産するか中絶するか悩むとき」「出産後に自分で育てるか否かに悩む時」「出産直前・直後」「出産後の具体的対応を判断するとき」などの各時点にわけて詳細に検討すると共に、一連の支援過程においてNPO団体等と公的機関・社会福祉法人等との連携・守秘義務のあるべき姿を構築する。
5. 第4期計画における方向性 令和2(2020)年3月までに実施団体等を選定するとともに、同年10月(第4期の1年目)からの本格実施に向けた準備を進める。また、第4期計画実施期間中、当該事業を実施しつつ、相談しやすく効果的な相談体制について、婦人保護事業との関係も含めて継続的に検討を行う。

＜課題2＞「親子分離」すべきか否かに関して、児童相談所が判断に迷う事例が多々ある。

1. 現状 (1)「親子分離」が遅れて児童虐待死亡事例が発生する。(2)不適切な「親子分離」が行われた結果、親と一緒に生活する機会を奪われた児童がいる。後者はあまり話題にならないが、(1)(2)とも不適切である。
2. 背景 「児童福祉法第三条の二」は、児童が生活する場の優先順位として、(1)「家庭」(血のつながりがある親子と一緒に暮らす)、(2)「特別養子縁組」「里親」など、(3)「小規模施設」という順を明示している。長期的な視野を持った高度な判断が求められるため、(1)を選ぶか(2)以降(「親子分離」)を選ぶのかの判断に躊躇しがち。
3. 検討状況 東京都児童福祉審議会(2014)「母子を一体的に支援する母子生活支援施設の機能の活用を積極的に検討すべきである。」「社会的養護の新たな展開に向けて(2014年10月8日)」。厚生労働省社会保障審議会児童部会(2019)「母と子の一体での一時保護のような仕組みが必要。産前産後母子ホームや母子生活支援施設といった施設の中で、母と子というペアで生活できるということについて状況を見守ることが、家庭養育優先という考え方の中でどうしても必要」(「今後の子ども家庭行政における主要課題について(2019年7月19日)」)
4. 必要な政策立案 「親子分離」をできるだけしないようにするとともに、必要な親子分離を的確に判断するために、(1)第27条第1項第2号(いわゆる在宅措置)もしくは(2)第33条の一時保護に基づいて、児童にその母(保護者)とともに「母子生活支援施設」に転居してもらい、「母子生活支援施設」において専門職の支援を受けながら、児童と母とが安全に生活ができるようにする。入所に必要な費用については、母子生活支援施設における通常の入所方式の場合よりも手厚く都が負担する必要がある。児童福祉法の改正を必要としないと思われるが、慣例として上記の制度適用は今まで行われていなかったため、厚生労働省との間で法解釈に関する合意を得ておく必要がある。無理な場合は、上記の事業を、(3)国とのモデル事業、又は(4)都単事業として実施する。
5. 第4期計画における方向性 都児童相談所が当面実施することになるが、第4期計画の年度進捗とともに区児童相談所が設置されるようになれば区の経費で実施することになると思われる。その段階でも都の広域的機能として上記の制度を残しておくべきと思われる。また、本来であれば、児童福祉法改正を行い、第27条第1項などに「児童とその保護者を母子生活支援施設に入所させる(措置)」旨の規定を新設する必要があると思われる。